

令和3年3月

工事、修繕、物品納入等及び業務委託の受注業者の皆様へ

このたび、令和3年3月21日をもって緊急事態措置が終了することとなりましたが、本市が発注した工事、修繕、物品納入等及び業務委託（以下「工事等」という。）については、受注者から当該事業を所管する課等に対し、既契約の工事等に係る一時中止や、工期、納入期限又は履行期間を延長する意向の申出をする場合においては、これまでの取扱いと同様に、個別の事情を確認した上で対応しますのでお知らせいたします。

施工中の工事等における感染拡大防止措置等につきましては、引き続き、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、現場でのマスク着用、手洗い、換気、「居場所の切り替わり」への注意など、感染予防の対応を行うとともに、施工に伴う三つの密の発生の回避や影響緩和の対策が講じられるよう、適切な対応をお願いいたします。

担当 さいたま市水道局 業務部 管財課
契約係
直通 048-714-3080
FAX 048-832-3336